

野辺地町企業立地促進助成金交付要綱

令和四年二月十七日

告示第六号

(趣旨)

第一条 町は、企業の立地を促進することにより、地域経済の振興及び町民の雇用機会の増大を図り、町民生活の向上に寄与するため、町内に立地した企業に対し、企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）を毎年度予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和五十六年野辺地町規則第二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 製造業 日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号。以下同じ。）に規定する産業のうち製造業に属する業種をいう。
- 二 情報通信業 日本標準産業分類に規定する産業のうち情報通信業に属する業種をいう。
- 三 研究所 日本標準産業分類に規定する産業のうち自然科学研究所に属する研究所、試験場をいう。
- 四 工場等 製造業、情報通信業又は研究所の用に供される工場、

事業所又は研究所をいう。

五 適用対象工場 次のアからオまでに掲げる要件のいずれも満たす町内に住所を有する工場等で、あらかじめ町長の認定を受けたもの

ア 県外に本社がある企業により建設若しくは移転される工場等であること。

イ 資本の額が三千万円以上、かつ、常時使用する従業員の数が五十人以上の企業の工場等であること。

ウ 土地等の所有権若しくは使用権の設定を受けて建設又は移転され、新たに操業を開始する工場等であること。

エ 地元常用雇用者を一名以上雇用する工場等であること。

オ 公害防止等について適正な措置がなされていること。

六 地元常用雇用者 適用対象工場が常時使用する町内に住所を有している従業員で、次に掲げる者を基準として町長が適当と認めるもの

ア 適用対象工場における勤務を開始する日の前日まで三月以上継続して町内に住所を有している者

イ 県外の企業において勤務し、又は県外の学校に就学していた者で、当該勤務又は就学を開始する日の前日までに三月以上継続して町内に住所を有していた者

七 適用対象資産 適用対象工場を新設するために必要な用地、建物及び次に掲げる設備をいう。

ア 建物に係る以外の舗装

イ 側溝

ウ 敷地内への出入りに係るゲート

エ 防犯及び敷地の境界等に係る塀。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）で定める耐用年数十年以上のものに限る。

オ 前アからエの他町長が認めるもの

八 適用対象増改築 町内に既存する建物等を適用対象工場の機能を有するものとするために必要な増改築をいう。

（助成金の交付及び額）

第三条 町は、当該適用対象工場に対して交付する助成金の額は、次の各号に掲げるものとする。

一 適用対象資産の取得価格の百分の二十

二 適用対象増改築に係る費用の百分の二十

2 前項各号において算出した金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。また、上限額はいずれも五百万円とし、交付は一回限りとする。

（申請）

第四条 規則第三条第一項の申請書は、第一号様式によるものとする。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、適用対象工場の操業開始の日から一年以内とする。

3 規則第三条第二項及び第三項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

一 適用対象資産及び適用対象増改築のうち申請に係る平面図及び配置図等の図面

二 適用対象資産の取得及び適用対象増改築のうち申請に係る契約書並びに領収証など適用対象資産の取得、適用対象増改築をしたことが確認できる書類の写し

三 適用対象資産の所在地及び操業開始年月日がわかる書類の写し

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百七条第一項に規定する労働者名簿の地元常用雇用者が確認できる部分の写し

五 地元常用雇用者が第二条第六号のア又はイの規定に該当することを証する住民票の写し又は戸籍の附票の写し

六 その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第五条 規則第四条第一項の交付決定書は、第二号様式によるものとする。

2 町は、前条の規定による申請があった場合、その申請書の受理後三十日以内に助成金の交付の決定を行うものとする。

（助成金の請求）

第六条 助成金の請求は、助成金請求書（第三号様式）により町長に提出して行うものとする。

（その他必要な事項）

第七条 この要綱で定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和四年四月一日以降操業開始した工場等について適用する。

